

独立行政法人国立病院機構
〇〇〇〇〇〇利用契約書(試案)

平成18年4月20日

試案作成者 山 崎 國 治

試案作成にあたっては、病院のサービスの質の確保と病院が遵守しなければならない事項を定めた「指定障害児施設等の設備及び運営に関する基準」を参考にする必要があります。具体的には、給付に係る基準 処遇向上に関する基準 管理基準 が契約の内容となります。

4月20日の段階では、指定基準の省令が交付されていませんので、省令公布後に契約書の内容を再検討しなければならないことをご理解ください。

独立行政法人国立病院機構〇〇〇〇〇利用契約書(試案)

(契約の目的)

- 第1条 この契約は、独立行政法人国立病院機構〇〇〇〇〇(以下「病院」という。)と重症心身障害児(者)(以下「利用者」という。)との間に、次の各項に掲げる事項を目的として、契約を締結いたします。
- 2 病院は、この契約の履行にあつては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供いたします。
 - 3 病院は、利用者の生活の質を高める視点に立って、医療並びに介護及び日常生活のサービスを提供いたします。
 - 4 利用者は、病院に対し、提供されるサービスに対する費用負担の支払いを誠実にを行います。

(コメント)

- 1 誰が誰に対して、何を契約するのかを、総括的に明らかにしておきます。
- 2 病院のサービス提供と利用者の料金支払いを明確に規定いたします。

(契約の期間・更新)

- 第2条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までといたします。
- 2 契約期間の更新にあつては、病院は利用者に対して、契約更新の意思を確認し、更新の意思が確認された場合には、更新の確認書を取り交わし、この契約書の末尾に添付することにいたします。

(コメント)

- 1 障害児施設給付費の支給期間が、契約期間になると考えられます。(児童福祉法第24条の3第4項・第5項)
- 2 期間満了による更新手続規定は、期間満了後の利用者の不安な立場を守るためのものです。

(個別サービス計画)

第3条 病院は、常に利用者の意向と課題を把握し、利用者の個別サービス計画を作成いたします。

- 2 前項の計画の作成にあたっては、病院が利用者に説明して同意を得たうえで作成し、サービス管理責任者が個別サービス計画を管理いたします。
- 3 利用者は、いつでも個別サービス計画について説明を求め、意見を述べることができます。

(コメント)

1 個別サービス計画の作成にあたっては、利用者の意向を反映させる機会を保障することを明確にいたしました。

2 参照省令

指定介護老人福祉施設の指定基準第12条第7項

介護老人保健施設の指定基準第14条第7項

指定介護療養型医療施設の指定基準第15条7項

(サービスの提供・内容)

第4条 病院は、前条に定める個別サービス計画及び別紙「重要事項説明書」に基づき、次に掲げる各号のサービスを提供いたします。

- 一 身体能力及び日常生活能力の維持・向上
- 二 二次障害の予防
- 三 疾病の治療
- 四 機能訓練
- 五 看護、医学的管理の下における介護
- 六 日常生活上の世話
- 七 生活の質の向上
- 八 相談・助言

(コメント)

1 個別サービスの提供は、個別サービス計画と重要事項説明書記載の二つによって、提供されることとなります。

2 この第4条の規定の意味は、個別サービス計画に基づかないサービスの提供や個別サービス計画の提供がなされないことを防止することにあります。

(利用料)

第5条 利用者は、前条に定めるサービスの提供に対して、都道府県等が定める施設給付費、施設医療費及び重要事項説明書に定める利用者負担額を病院に支払います。ただし、施設給付費及び施設医療費については、利用者の同意を得て、病院が利用者を代理して都道府県等から受領いたします。

- 2 病院は、翌月〇〇日までに、前月分の利用料の請求書を利用者に交付いたします。
- 3 利用者は、病院に対し、前項の請求書に基づき、〇〇の方法で当月の利用料等を支払います。
- 4 病院は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収書を発行いたします。

(コメント)

- 1 病院からの請求書交付の方法は、利用者と相談のうえ決めることとなります。
- 2 利用者からの支払い方法も、病院と相談のうえ決めることとなります。

(延滞金)

第6条 病院は、利用者が前条第3項の利用料を支払い期限までに支払わなかった場合には、その利用料に延滞金を徴収することにいたします。

- 2 前項の延滞金の利率は、年5%といたします。

(コメント)

- 1 延滞金利率の5%は、他の制度とも比較して妥当な利率であることの説明が必要です。
- 2 この延滞金徴収の規定は、利用料の未納が病院経営にも影響し、さらにはサービス低下の原因ともなりますので、利用料等の未納者の発生を防ぐことにあります。

(病院の基本的義務)

第7条 病院は、利用者に対し、良好な療育環境のもとで、利用者の生活の質を高める観点から、できる限り居宅に近い環境を確保しつつ、必要なサービスを適切に提供いたします。

(コメント)

病院の基本的な運営指針は、第1条第2項・第3項に述べています。次条に述べる具体的な病院の義務の総括的な意味として、規定いたしました。

(病院の具体的な義務)

第8条 病院は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に努めます。(安全配慮義務)

2 病院はこの契約の内容について、利用者からの質問・意見等に対して、懇切丁寧に説明いたします。(説明義務)

3 病院は、この契約によるサービスを提供するにあたり、病院が知り得た利用者及びその家族等の秘密や個人情報について、正当な理由がなければ、第三者に開示することはいたしません。

第三者に開示する場合には、利用者及び家族等の同意を得ることといたします。(秘密・個人情報の守秘義務)

4 病院は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、利用者等の身体拘束その他利用者等の行動を制限することはいたしません。(身体拘束の原則禁止)

5 病院は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供の日から5年間保存いたします。

利用者は、病院の窓口業務時間において、利用者自身の記録を閲覧し、実費を負担して、謄写することもできます。(記録の整備・保存・閲覧)

6 病院は、利用者を虐待する行為をいたしません。(虐待防止義務)

(コメント)

病院の運営において、遵守すべきことを六項目とし、病院の具体的な義務としたものです。本来は、それぞれの項を独立条文とすべきところですが、簡潔を期して項目にまとめてみました。

(事故発生時の対応と損害賠償)

第9条 病院は、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに都道府県等、利用者の家族、利用者の後見人に連絡して、必要な措置をいたします。

2 病院は、前項の場合において、病院の責任と認められる理由によつて利用者に損害を与えた場合には、すみやかに利用者の損害を賠償いたします。

(コメント)

1 第1項の「必要な措置」とは、事故原因の究明、再発防止策の検討、事故によって利用者の心身に障害が生じたときの治療などです。

2 第2項について病院の免責規定がありますと、利用者に挙証責任を求めることになり、利用者にとっては、その対応は困難となりますので規定していません。

損害賠償の限度について、病院の過失による損害賠償責任を免除する条項を設けることは、消費者契約法の趣旨から適切ではありません。

(契約の終了)

第10条 この契約は、次の各号に該当する場合に終了いたします。

一 利用者が退院したとき

二 利用者が死亡したとき

三 病院が解散命令を受けたとき、破産したとき又はやむを得ない理由により病院を閉鎖したとき

四 病院の重大な毀損により、サービスの提供が不可能になったとき

五 病院の指定を取り消されたとき又は指定を辞退したとき

六 第10条から第12条の規定に基づき、この契約が解約又は解除されたとき

七 第2条の契約期間が満了したとき

(コメント)

1 契約終了には、利用者の理由と病院の理由そしてその両方の理由があります。自動更新の場合は、契約期間は継続しますので、除外規定の必要はありません。

(利用者からの解約)

第11条 利用者は、この契約の有効期間中、この契約を解約することができます。

2 前項の解約は、〇日前までに病院に通知するものといたします。

(コメント)

1 この規定は、利用者が契約期間満了の前に、契約を終了することができることを確認したものです。

2 利用者が契約を中途解約する場合には、利用者に予告期間を義務づけた規定です。

(利用者からの契約解除)

第12条 利用者は、病院が次の各号に該当する行為を行った場合には、ただちにこの契約を解除することができます。

一 病院が正当な理由がなく、この契約に定める第4条の規定に基づくサービスを実施しないとき

二 病院が第8条第1項から第6項に規定する義務に違反したとき

三 病院が故意または過失によって、利用者の生命・身体・財産・信頼を損なうなどにより、この契約を継続しがたい重大な事情が認められるとき

四 他の利用者が利用者の生命・身体・財産・信頼を損なう場合又は損なうおそれがある場合に、病院が適切な対応を行わないとき

(コメント)

1 解除とは、有効に成立している契約を、解除権者の一方的な意思表示によって消滅させるものです。

2 利用者からの解除権の成立要件を四つ規定しました。

3 1号と2号の規定は、病院の具体的な義務違反(第4条・第8条)の場合です。3号と4号の規定は、病院の安全配慮義務違反(第8条第1項)の場合です。

(病院からの契約解除)

第13条 病院は、利用者が次の各号に該当する場合には、この契約を解除することができます。

- 一 利用者が第5条に規定するサービス利用料の支払いを3か月以上遅延し、相当の期間を定めて催告をしても支払わないとき
- 二 利用者が、他の利用者の生命・身体・財産・信頼を損なうことによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めないとき
- 三 利用者が、故意または重大な過失により、病院の財産・信頼を損なうことによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めないとき
- 四 利用者が連続して○か月を超えて他の医療機関に入院することが確実に見込まれるとき又は現に○か月を超えて入院したとき

(コメント)

- 1 病院からの契約解除権を行使する四つの要件を述べたものです。
- 2 利用料の支払いは、利用者の契約上の義務となりました。措置制度のときは未収金があっても、病院には直接の関係はありませんでしたが契約方式では利用者が直接、病院に利用料を支払うことになりました。
利用料の滞納は、病院経営に重大な影響を与え、サービスの低下をもたらすことも予想されます。
- 3 病院としては、利用料徴収債権を担保するために、契約解除権行使を規定したものです。
- 4 契約とは、お互いがお互いを信頼して初めて成り立つものです。相互に信頼を裏切らないように誠実に契約内容を守ることが求められます。このことは、市民生活の大原則として、「信義誠実の原則」が私法の指導原理ともなっています。(民法第1条第2項)
- 5 2号と3号の規定は、病院としての「安全配慮義務」の限界を越えた場合です。
- 6 4号の規定は、空床確保の限界としてどのくらいの期間が妥当なのかは、利用者と病院との相談によって決められることです。

(苦情解決)

第14条 利用者は、この契約に基づくサービスの提供に関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口、苦情を申し立てることができます。

- 2 利用者は、この契約に基づくサービスの提供に関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることができます。
- 3 利用者は、重要事項説明書に記載された〇〇県社会福祉協議会の運営適正化委員会に苦情を申し立てることができます。
- 4 病院は、利用者の家族又は利用者の後見人が苦情を申し立てたことを理由に、利用者に対して一切の不利益を与えることはいたしません。

(コメント)

- 1 苦情解決の窓口は、第一が病院の苦情受付窓口です。第二として、病院内の第三者委員となります。第三の窓口が都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会です。
- 2 根拠となっている法令を記載しておきます。
社会福祉法第65条
児童福祉施設最低基準第14条の3(苦情への対応)
社会福祉法第82条
「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」
社会福祉法第83条(運営適正化委員会)
- 3 病院や施設の受付窓口には、苦情相談受付が掲示されています。
- 4 これまでも病院に苦情をいうことは、かなりの勇気のいることでした。4項は苦情を言っても不利益な行為はされないことを明言したものです。

(事業運営の開示)

- 第15条 利用者の家族及び利用者の後見人は、病院に対していつでも、事業報告書、決算報告書等の財務諸表の閲覧・謄写を求めることができます。
- 2 前項の謄写の場合、病院は、実費の請求をいたします。

(コメント)

病院の事業運営状況と財務状況は、利用者に対するサービスを会計面から表したものです。病院は、事業運営の透明性を運営懇談会に報告し、説明することが契約者相互の信頼関係を強化することになります。

(契約に定めのない事項)

第16条 この契約に定めのない事項について、疑義が発生したときは、病院は、児童福祉法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者と誠意をもって協議いたします。

(コメント)

- 1 契約書には、サービスを利用する上で、また、サービスを提供する上で、これから起こり得るすべてのことを網羅することは、不可能です。
このような事態が発生した場合には、当事者間で話し合っ解決することを規定いたしました。
- 2 話し合いの基調は、第1条第2項に述べましたように、「利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する」ことが基本となります。
問題解決型の真摯な話し合いが望まれます。

この契約の成立を証するために、この契約書を2通作成し、利用者、病院が記名捺印のうえ、各一通を保有するものといたします。

平成 年 月 日

利用者住所

利用者氏名

利用者の後見人(保護者)の住所

利用者の後見人(保護者)の氏名

印

独立行政法人国立病院機構住所

独立行政法人国立病院機構

理 事 長 矢 崎 義 雄 印